

令和6年度

徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会公益代表委員見解

- 1 全会一致での結審を目指し、努力をしてまいりましたが、残念ながら、労使意見の隔たりが大きく一致には至りませんでしたので、公益代表委員としての見解をお示しします。
- 2 本年度の徳島地方最低賃金の改正については、「現行額（896円）から84円引き上げ、改正額980円」とするべきとの判断に至りました。
以下、その理由について説明します。
- 3 最低賃金法第9条第2項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」として、最低賃金の決定の際に考慮すべきいわゆる法定3要素について定めていますが、この3要素に基づき、各指標について他都道府県と比較した際の徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とする必要があると考えます。
この点、令和6年度第3回徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会における提出資料1「主要統計資料（追補版）」では、
 - ① 労働者の生計費については、
 - ・「4人世帯の標準生計費月額」（都道府県人事委員会「給与勧告」（参考資料）2023年4月）が、33位
 - ・「消費者物価地域差指数（都道府県下全域）」（総務省「小売物価統計調査（構造編）」2023年）が、23位
 - ・「1月あたりの消費支出額（総世帯のうち勤労者世帯）」（総務省「家計調査」2023年）が、11位
 - ② 労働者の賃金については、
 - ・「新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上）」（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）が、男性29位、女性14位
 - ・「定期給与」（厚生労働省「毎月勤労統計調査」2023年）が、32位
 - ・「パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金」（厚生労働省「職業安定業務統計」2023年）が、平均額で20位、下限額で25位
 - ③ 通常の事業の賃金支払能力については、
 - ・「有効求人倍率」（厚生労働省「職業安定業務統計」2023年）が、32位

- ・「失業率」（総務省「労働力調査都道府県別調査結果（モデル推計値）」2023年）が、低い順で9位
- ・参考数値ではありますが、「県民所得（財産所得を除く）に対する県民雇用者報酬の割合」（内閣府「県民経済計算」2020年）が、低い順で3位等となっていることから、これらを総合的に見ると、徳島県は全都道府県中、中位より上に位置しているということが出来ます。

4 ここで、令和5年における全都道府県の地方最低賃金額についてみてみると、中位はおおむね930円程度となっています。

5 これに関し、3に掲げた各種の指標から徳島県は全都道府県中中位より上に位置していることや、徳島県における人材確保の取組をより一層強化する必要があるとの委員の意見があったことを踏まえると、令和6年徳島県最低賃金額について、中位である930円に目安額50円を加えた額より上に位置付けることも考えられます。

6 一方、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」（同日閣議決定）において、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す」とこととされていることから、この目標を達成するためには、来年以降も継続して最低賃金額の引上げを行っていく必要があるものの、徳島県内においては中小零細企業が多く、その賃金支払能力を踏まえると、企業の持続的発展のためには最低賃金額の急激な変化は抑制されるべきであるとの委員の意見も参酌する必要があります。

7 これらのことを総合的に勘案しました結果、令和6年度における徳島県最低賃金額について、中位である930円に目安額50円を加えた「980円」とすべきとの判断に至ったものです。